

民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化

(構造改革特別区域法第28条 平成27年9月1日施行)

規制改革の内容

特例措置前

※道路整備特別措置法

公社管理有料道路における料金徴収は、地方道路公社に限定



特例措置

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定し、民間事業者による料金収受が可能



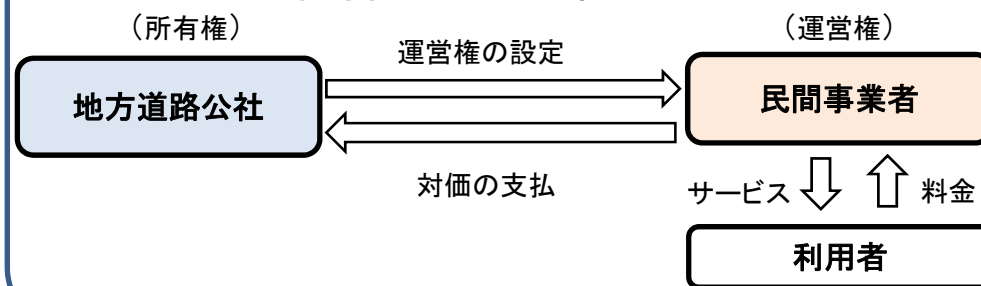
効果

民間事業者による新たな事業機会の創出、計画的な道路インフラ運営事業の展開 ⇒ ICやPAの利便性の向上

規制改革の概要

コンセッション(公共施設等運営権)方式

道路公社が施設を所有したまま、民間事業者が施設の運営を行う。
(有料の公共施設のみ)



良質なサービスの提供
利便性の向上
事業機会の創出
地域経済の活性化